

令和4年1月18日

保護者 様

沼津市立沼津高等学校  
校長 小林 浩明

### 今後の新型コロナウイルス感染症対策に係る教育活動について

厳寒の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。本年も本校教育活動への御理解、御協力をお願いいたします。

さて、本県の年末年始期間の新規感染者数は1日あたり数人程度と小康状態を維持していましたが、年明け後は、オミクロン株の流行等により、急速な感染拡大が懸念されています。

今後は、大学等の入試が本格化するなど、移動や人が集まる機会が増えることが見込まれます。全国で確認されているオミクロン株は感染力が非常に強いため、これまで以上に3密の回避やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

つきましては、今後の教育活動について、下記のとおり御連絡いたします。

おって、これらの考え方については、令和4年1月18日時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、県、市の方針を鑑みて、変更の可能性もある旨申し添えます。

### 記

#### 1 日課等

(1)日課は通常とおりとします。

(2)登下校については、現況を鑑み、原則、学校から自宅までの直行直帰をお願いします。

#### 2 部活動

(1)部活動については原則、当面休止とし、大会が近い部活動については、**感染症対策に留意し練習時間を可能な限り短縮して実施いたします。**

(2)公式戦や発表会等については、大会等主催者の判断に拠ります。

#### 3 学校行事等

感染症対策に留意し、時間・場所・人数等の変更を検討し、必要に応じて実施の有無を判断します。

#### 4 感染、風邪の症状等への対応について

(1)感染症の状況把握と報告のため、生徒及び同居の家族がPCR検査等を受診した場合は、学校への連絡をお願いします。また、その検査結果についても連絡をお願いします。(電話対応時間については、平日午前7時30分から午後6時までとなります。)

(2)生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法の規定に基づき、当該生徒を出席停止とするとともに、沼津市教育委員会、保健所の指示により学校の臨時休業を行う場合があります。

(3)生徒が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接

- 触した日から**10日間程度の期間**、学校保健安全法の規定に基づき出席停止とします。
- (4) 生徒の家族等が濃厚接触者と特定された場合は、該当の生徒は自宅で待機することとし、出席停止として扱います。
  - (5) 生徒及び同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合は自宅で待機することとし、出席停止として扱います。（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。）。
  - (6) 登校後、体調不良や風邪の症状がある場合は、生徒本人から申し出るよう御指導ください。出席の取扱いについて慎重に対応します。

## 5 その他

- (1) 毎朝の検温や手洗い、不織布マスクの着用等に御協力下さい。また、携帯用の消毒薬等が準備できる御家庭は、持参させて下さい。
- (2) 発熱や倦怠感等の症状がある場合は、無理して登校させずに、自宅で休養させて下さい。その場合は、必ず学校に御連絡下さい。また、在校中に同様の症状が出て、早退する場合には、お子様の送迎に御協力をお願い致します。
- (3) 新しい情報は、引き続き、本校HPや一斉メール等でお知らせしますので、定期的な確認をお願い致します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる欠席については出席停止扱いとします。また副反応等による欠席についても出席停止とします。

担 当 副校長 望月  
電 話 055-921-0805